

パブリックコメントによるご意見およびその回答

過疎計画に関して

	ご意見概要	ご意見に対する対応及び考え方
1	消防防災の項目 自衛消防団の育成とあるが具体的にはどのように育成していくのか。 例えば南部消防、町消防団との合同訓練の実施、消防学校での研修などを行う。 阪神淡路大震災での救助の大半が地域住民によるものだったことを踏まえ、自衛消防団において救助訓練の実施や資機材配備に町から助成を行うなど、地域防災力の底上げを具体的に実現していく必要があると考える。 また、自衛消防団を担う人材確保の点から、消防団協力事業所での各種サービスを受けることができる取り組みを、町独自で自衛消防団員も対象にしてはどうか。	ご意見ありがとうございます。 37 ページの「・・・自衛消防団（満濃地区）の育成などを図ります。」に関して、個別事業の詳細を当計画に反映するものではありませんが、ご意見に対する担当課の考え方を回答いたします。 まんのう町は、公設消防団と自衛消防団があります。公設消防団については、町が資機材の整備や訓練計画等を行います。自衛消防団については、活動（消火活動、訓練、啓発活動）や資機材購入等について町から補助金を交付しています。また、自衛消防団が実施する年末夜警に町職員と公設消防団の役員が出向いたり、出初式に出席したりするなどの交流を行っています。 訓練については、自衛消防団からの要請があれば、仲多度南部消防組合が講義や訓練の指導を行います。実績として、可搬式ポンプの訓練や普通救命講習を実施したことがあります。 消防団協力事業所で各種サービスを受けるためには、「香川県消防協会会員証」が必要となります。香川県消防協会に加入していないため、自衛消防団は利用することができません。町独自の消防団協力事業所での各種サービスについても検討したことはありますが、費用や団員管理の面から困難であるため、補助制度の拡充等、他の面からのサポートを今後検討していきます。